甲第 29 号証

平成１９年（ワ）第１８８号　損害賠償請求事件

京都地方裁判所第２民事部合議係　御中

２００８年7月３日

陳　述　書

原告　　蒔田　直子

原告の蒔田直子です。職業は、大学の職員、在日朝鮮人の夫との間に二人の娘がいます。娘たちは二人とも、京都市の公立の小学校・中学校、そして高等学校に進学しました。娘たちの学校生活の中で、私も教育や学校の問題に関心を持つようになりました。

以下、私が、何故、今回の「文化力親子タウンミーティング・イン・京都」（以下、「本件タウンミーティング」）に応募しようと考えたのか、本件タウンミーティングをめぐってどのようなことがあったのかなどを説明します。

１　本件タウンミーティングに応募した経過と理由

私は２００５年１１月に京都市で行われた本件タウンミーティングに、当時高校生だった娘、夫と話し合って応募しました。

「文化力」という言葉は行政の造語であり、その意味するところはよくわかりません。２００４年あたりから商店街に「文化力」と書かれた旗がたくさん翻っているのを奇妙に感じていたのを覚えています。けれども本件タウンミーティングの目的が教育や文化についての「市民との直接対話」であるなら、それは私たちが待ち望んでいたことでした。

（１）『心のノート』の登場と、息苦しさを増した学校

２００２年４月、文部科学省によって、全国の小中学校に道徳のテキストとして『心のノート』が一斉に配布されました。

「教科書でも副読本でもない」というこのテキストは、検定も採択もなく著者名もありません。当初の２年間だけで１１億円もの税金を投じて、「日常生活や全教育活動」、さらには地域や家庭でも使用するようにという指導のもとに、文科省から直接配布されたのです。教科書が子どもの手に渡るまでの法的ルールを踏まない上、７月には各都道府県で使用状況調査が行われて使用が強制され、この教材を使わない現場の「心の自由」は認められていません。実質的には道徳の「国定教科書」であるといえます。

しかし現代の『心のノート』は、戦前の修身と似た徳目を説きながら、単純で高圧的な上からの命令ではありません。「道徳」を口当たりのよい「心」と言い換え、パステルカラーの豪華なノートに、９年間にわたって「望まれるだろう答え」を自ら書き込んでいきます。心理学の操作手法を巧みに取り入れ、その意図は見えにくいものです。求められているのは、明るく従順な大人にとっての「よい子」というだけでなく、「人間の力を超えた者への畏敬の念」を持ち、「この国を背負って立つのはわたしたち。わたしの住むふるさとには我が国の伝統や 文化が脈々と受け継がれている。それらを守り育てる使命がわたしたちにはある。」（小学校５・６年版Ｐ９７）。そして「我が国を愛し、その発展を願う」（中学校版Ｐ１１４）という結論に誘導されていきます。「わたし」という主語はいつのまにか国家の声に掏り変えられ、国家が求める「若き国民」を自分自身としていきます。

『心のノート』は、愛国心教育を盛り込もうとしている教育基本法改悪の先取りとして、法的ルール違反を侵す「反道徳的」な手段で現場に持ち込まれたものでした。

私自身は、定義の難しい「心」や「道徳」を自分なりに大切なものだと考えています。しかし、それは私たち自身に属し、個人の内面のモラルや関係のあり方は国家が導くものではなく、また押し付けられてはならないものです。

「心の教育」という誰もが頷きそうな言葉が、グローバル化時代の競争や格差を内面から支える、「国家主義的な道徳教育」の言い換えだということに、学校での出来事を通じて次第に気がついていきました。

父親が在日朝鮮人である私の娘たちは、朝鮮名で学校に行っていました。二人とも、小学校に入学すると同時に予想もしなかった差別に直面することになりました。

小さな子どもが差別的な行為をするのは、大人の意識や社会の反映でしょう。日本人である私が経験したことのない現実におろおろしながら、その度に担任の教師

や親たちとも話し合いました。親としていつも不十分ではありましたが、私は娘たちが辛い思いをすることが耐えられなかったのです。いくつかの経験の中で、差別をする子どもたちもまたしんどい思いを重ねていることもよくわかってきました。いじめや差別の問題は、生活の中で対話を重ね、大人も子どもも考え合わなければ解決には向かいません。

『心のノート』の世界は、そんな子どもの現実とはかけ離れたものでした。『心のノート』を一読した娘は、「『心のノート』には、朝鮮名の私などいないことになっている」と言いました。『心のノート』には、日本人でない子ども、障がいを持つ子ども、不登校やさまざまな苦しみを持つ子どもは一切登場しません。対話や関係の中で問題を解決するのではなく、集団への帰属や個人の心構えを第一に据えています。

『心のノート』が配布された２００２年、娘は中学生でしたが、学校は、４歳違いの姉の時とは大きく様変わりしていました。成績表は全教科で「関心・意欲・態度」という評価しようのない内面が点数化され、評価項目は一年間で２７２項目に及びます。娘は毎回の授業の最後に提出しなければならない「自己評価」に苦しみ、予め与えられている建前どおりの「正解」に向けて、「ウソをつく訓練をしているみたい。」とまで言っていました。

子どもの内心を点数化し、教員はデータと雑務に追われて多忙を極め、管理と評価、競争は一層激しくなっていました。子どもたちも教員も自分で感じること、考えることを自己規制し、無関心と「やりすごす」ことで毎日をしのいでいるようでした。

私が『心のノート』や京都市が進める「道徳教育」に疑問を持ったきっかけは、内面を競わせ、まるで子どもの品質管理票のような分厚い成績表を初めて手にした時でした。福岡市をはじめ、京都府を含む１１府県で「愛国心」を評価する通知表が実施されたのもこの年です。

その頃、全国各地で教育基本法改悪に反対する市民や若い人たちの動きが始まっていました。 私は、子どもが一日の多くの時間を過ごす学校の変貌ぶりは、教育基本法が変えられようとしている大きな流れと結びついていることに気がついて

いったのです。

こうして私は、『心のノート』に象徴的な内面の支配は、教育基本法改悪の先取りだと考え、教育基本法改悪反対の運動にも参加するようになっていきました。

２００４年５月には、松山市で開催された「教育改革タウンミーティング・イン・愛媛」にもみんなで参加してきました。この時、会場に入った友人は、「野次と怒号で大変だった。質問をしようと何度も手を上げたが、全く指名されなかった。」と言っていましたが、後に、この教育改革タウンミーティングも、文部科学省が、教育基本法改悪に向けた国民世論を偽造するために、事前に質問案まで作って発言を依頼した「やらせ」タウンミーティングだったことを知り驚きました（甲第１４号証の６）。

(2) 河合隼雄氏の果たしてきた役割

本件タウンミーティングの登壇者は、小坂憲次文部科学大臣と河合隼雄文化庁長官でした。

２００５年１１月、自民党は、自衛軍の保持と海外派兵を可能にする「新憲法草案」を発表し、文部科学省は教育基本法改悪に向けて準備をすすめていました。河合隼雄氏も、『心のノート』作成や、教育基本法改悪の動きの中心的な人物でした。

『心のノート』には、著者名も執筆者名も書かれていませんが、河合隼雄氏は、作成協力者会議の座長として名前を出し、小学校１・２年用の『心のノート』に「かわい　はやお（しんりがくしゃ）」と名乗ってただ一人登場しています。リベラルな学者だと思われている河合氏は、「心理主義」の立場から、子どもたちの心に国家が介入する「心の教育」路線を提唱してきました。

さらに、河合氏は、「天皇への敬愛の念」を強調して問題となった「期待される人間像」や、森元首相の「神の国発言」を賛美したり、小渕内閣の「２１世紀日本の構想」懇談会の座長として、「国家にとって教育とは一つの統治行為である。」、「義務教育はサービスではなく、若き国民の義務である。」、「憲法の問題や集団的自衛権の問題を含め、安全保障についての国民的議論が必要である。」などという憲法違反の提言をまとめてきました。教育改革国民会議や中教審委員などをつと

め、政治の中心で教育基本法改悪を「学者」の立場から推進してきた人物でもあったのです。

（3）京都市教委の「道徳教育振興キャンペーン」への異議申し立てとして始まった私たちの運動

『心のノート』が配布された２００２年、京都市の小中学校では河合隼雄氏によるモデル授業や、地域ぐるみの『心のノート』のキャンペーンが盛んに行われました。さらに京都市教育委員会は、その年、道徳教育を全国に発信するとして「道徳教育振興市民会議」を発足させました。初代座長には、河合隼雄氏が就任しました。

この「道徳教育振興市民会議」は、２００２年には学校の授業やＰＴＡで「道徳教育１万人市民アンケート」を実施しました。

河合隼雄氏は、「日本にはアンケートくらいしか神がいない。『お上』から言うのは反発がおこるし、それならアンケートをしてみたらどうやというわけだ」と発言し、このアンケートは自らの発案であったことを認めています。（毎日新聞　２００２年8月２０日）

さらに彼は、「わたしはいまちょっとずるいことを考えてまして、京都でやっているんですが、京都のいろんな方にともかくおれはこれは絶対に悪いと思うというのを、今アンケートをとっているんです。」（２００１年自民党国家戦略本部講演）、「文句なしの道徳教育」、「価値規範を上からではなく、下から示そうという試み」（「週刊・東洋経済」２００２年１２月２９日・1月５日合併号）等々、さまざまな場でこのアンケートについて発言しています。

個々人の生活習慣や、「自分の国を愛しているか？」、「先祖の墓参りをしているか？」などの、６０項目にも及ぶアンケートが、授業中に突然行われたり、ＰＴＡでノルマとして科せられた事に疑問を持った親たちや市民が集まったのが、「『心の教育』は、いらない！市民会議」の始まりでした。「心」「伝統」「文化」といったあいまいで口当たりのよい言葉で、子どもたちの内心や家庭の中に土足で入って来る京都市教委の「道徳教育キャンペーン」と、京都市教委が招集した官製『市民会議』に「ちょっと待って」の意を込めました。

私たちはゆるやかなネットワークとして活動し、１０代から８０代まで、さまざまな年齢や職業の市民が自由に参加してきました。代表に、昨年亡くなられた京都大学名誉教授の林功三氏、連絡先として蒔田が名前を出したほかは、会員制をとっていません。そのように誰がメンバーなのかよくわからない、しかし京都市教委に批判的な市民は、後に安倍政権の「教育再生会議」に抜擢され、教育基本法改悪に大きな役割を果たした門川教育長にとって、たいへん目ざわりな存在だったのでしょう。

先日の証人尋問で、京都市教委の松浦氏は「蒔田さんにつきましては著名な方でございますから」と繰り返しましたが（松浦調書Ｐ５３）、意思表示をする大勢の市民の総称として、ただ「連絡先」で名前がわかっていた私がおり、それは過大に膨らんだ怪物のようなものだったのでしょう。

「道徳教育１万人市民アンケート」や、道徳教育振興キャンペーンに疑問を持った私たちは、道徳教育振興市民会議に対して、２００２年7月２６日（甲３０号証）、8月6日、9月２８日、１２月４日（甲３１号証）、１２月２５日（甲３２号証）、２００３年1月１５日（甲３３号証）など、再三にわたって、公開質問状や申入書を提出し、話し合いと回答を求めました。しかし、道徳教育振興市民会議は、全く回答をしてきませんでしたが、さらに、２００３年1月１０日の会議では、「こうした個々の申入れについては、個別には答えない。」と決定してしまいました（甲３３号証）。

２００３年2月１９日には、こうした京都市教委や道徳教育振興市民会議の市民不在の対応を批判し、道徳教育振興キャンペーンの中止を求める声明文（甲３４号証）を提出しましたが、これには、哲学者の鶴見俊輔さん、随筆家の岡部伊都子さん、高橋哲哉さん（東京大学教員）ら、全国の学者・文化人ら１２０名が賛同人となって名前を連ねられました。しかし、それでも、京都市教委や道徳教育振興市民会議は、市民との話し合いを拒否し続けたのです。

私たちが求めていたのは、上意下達の「道徳」ではなく、同じ「市民」を名乗るなら、少なくとも意見を聞いてほしいということでした。

しかし、道徳教育振興市民会議の会議を傍聴した代表の林功三氏が、会場に入るなり市教委の職員に無断で正面から顔写真を撮られるなど、当初から大変無礼な扱

いを受けました。

また、２００４年６月の最後の道徳教育振興市民会議の会議は、廊下に警備の職員を多数待機させて傍聴の市民を威嚇しながら開催したのですが、ある市民が、会議が終了した後、「３年間、皆さんは私たちの質問に全く答えてくれなかった。パブリックコメントでも、批判的な意見は全て無視した。最後だから、せめて１～２分間だけでも、私たちの話を聞いてほしい。」と訴えたのですが、市教委の職員らが、「退出させろ！」「警備を呼べ！」と叫んで、遮ったのです。（乙Ｂ３号証Ｐ６１）

市民からの質問には回答すらしないのに、河合隼雄氏は、文部科学省や京都市教委の道徳教育振興キャンペーンの宣伝マンのように、各地で講演を続けていました。そこで、私たちは、河合隼雄氏の講演の会場前で、何故、話し合いを拒否するのかという抗議のチラシを撒いたりするようになりました。

なお、こうした京都市教委の道徳教育振興キャンペーンや、河合隼雄氏の市民を無視したやり方に抗議していたのは、私たち、「心の教育」はいらない市民会議だけではありません。京都の教職員組合の方々も「道徳教育１万人市民アンケート」の中止を申し入れられていますが、道徳教育振興市民会議は、やはり回答すら拒否しました。また、教育問題を考える学生らを中心としたグループも、シンポジウムを行ったり河合隼雄氏を批判するチラシなどを配布されています。

また、京都市教委が次々に打ち出す「教育改革」の施策に対しても、私たちは再三にわたって話し合いを求めてきました。けれども今まで一度も担当課の責任者が市民と対話したことはなく、文書の回答を求めてもいつも拒否されてきました。長年、市民グループや労働組合の申し入れには「労務」担当の係長だけが対応し、文書回答も一切しないというのは日本でも京都市教委だけではないでしょうか。市民参加にはほど遠い、問答無用の封建時代のようなあり方です。

私たちは、３年にわたって対話が拒否される経験ばかり重ねていましたから、「直接対話」として開かれているはずの本件タウンミーティングにはぜひ参加したいと考えました。自分自身や子どもに関わる重要な問題が決められるのに、その過程に

全く関わる事ができず、その結果を拒むこともできないというのは、民主主義ではありません。

求めても得られなかった機会が政府の側から提案されたのですから、ぜひその機会を生かし、できるものなら意見を交換したかったのです。

また、娘も何日か考えた後に、参加したいという自分の意思を決めました。公教育の当事者である娘が発言する機会があれば、そのことを何より大切にしたいと考えました。

後日、落選を知らせるハガキが送られてきてたいへんがっかりし、不思議に思いました。何人かの知人も夫もすべて落選だったからです。この本件タウンミーティングは延期された上に、ほとんど周知されておらず、応募者が多いとはとても考えられませんでした。そのとき、お互いに「ほんまに抽選したの？ みんな意図的に落とされたのと違う？」と半ば冗談で言い合っていたのを覚えています。

２　市教委の聞き直りと、果たされなかった内閣府の謝罪の申入れ

２００６年１２月１４日、教育基本法政府与党案が採決される直前の参議院特別委員会で、本件タウンミーティング不正の問題が取り上げられました。

教育基本法に関わるそれまでの審議で、日本各地でのタウンミーティング不正が次々と問題になっていましたが、本件タウンミーティングでも、特定の人物とその人物に関わりのあるもう一名を排除するために不正な抽選が行われ、他の応募者も巻き添えで落選させられたというのです。親子参加のタウンミーティングですから、不正抽選で落選させられた半数は子どもたちです。「やらせ発言」も問題にされていましたが、子どもにあらかじめ用意した発言をさせたことは、いっそう悪質で許すことはできません。

排除された特定の人物は、「他のイベントで、会場内でプラカードをあげたり、指名されなくても大声を上げるなどしたため会場が騒然とし、警察まで動員して退場させた」ものだと報道されていました。

この「特定の人物」が私だと知った時ほど驚いたことはありません。京都市教委と内閣府の間で、私に関する虚偽の情報が全く与り知らぬところでやりとりされていたのです。教育基本法法案が採決される直前で、国会前には三千人もの人たちがつめか

け、テレビ中継でも全国が注視する中で、私の名誉は深く傷つけられました。

国会では、林内閣副大臣が「これはもう看過できない事であると思っております。」と答弁し、「精査をいたしまして、ベストをつくして、 きちっと責任者からお詫びをさせたい」と述べられました(乙Ａ１６号証Ｐ２６)。

ところが、国会でこの不正が追求されたその当日、京都市教委の市田総務課長は、マスコミに「安全確保のため過去の客観的事実を伝えた」 とコメントし（京都新聞２００６年１２月１４日、甲１５号証の４）、私が「子どもの安全」を脅かす人物であるかのような印象を与えようとしたことに、驚きと強い憤りを感じました。

私の虚偽の個人情報を内閣府とやり取りし、不正を実行したにもかかわらず、一度として謝罪せずに、原因は蒔田自身にあるといわんばかりのこの京都市教委の対応は、最初の日からこれまで一貫して変わることがありません。

国会でこの問題が明るみに出てから、「タウンミーティング調査委員会」の加納弁護士より連絡をいただき、私に関する虚偽の情報が京都市教委員会から提供されたものであること、私と関わりのある「もう一人の人物」が、夫の朴洪奎であることが判明し、耳を疑いました。

夫は東大阪の夜間中学校に勤務しているため、時間的余裕もなく、これまで、京都で「心の教育」は、いらない！市民会議が行った京都市教委への申し入れや話し合いには一度も同席したことがありません。「関わりのある」ということが、家族関係にまで拡大されるなら、市教委と異なる意見を持つ者は、その家族まで排除されるということになります。家族や友人といった私と関係する者が排除される過程で、いったい何が行われたのか、本当の事を知りたいと強く思いました。

内閣府からは、タウンミーティグ室長が直接謝罪に来られる意向であるとお電話をいただきましたが、市教委の対応はあまりにひどいものでしたので、私は、内閣府に対しても、「事実関係が明らかになっていないので、今のままでは謝罪は受けられない。時期尚早です。」と伝えました。（その後は、内閣府から私に対して謝罪に来るという話はありません。）

私は、国会の審議の後、京都市教委に何度も電話し、事実経過の説明を求めました。しかし、電話では「話すことも謝罪することもない。」 とにべもなく、何度か直接出向いて説明を求めても、同じ事を言われるだけで追い返されました。若い男性職員

が壁のように並んで威嚇し、担当課の係長さえ出てきません。

２００６年１２月２８日にやっと市教委の市田総務課長との話し合いが持たれましたが、事実経過の説明も「必要がない」と一方的に打ち切られてしまいました。

この時、市田総務課長は、私と朴洪奎が夫婦であることを知った根拠として一冊の本を挙げました。『異邦人教師たち』というそのルポルタージュは、２０年も前に出版され絶版になっており、私たち自身も覚えていないものでした。後に図書館で確認し、確かに取材を受けた事を思い出しましたが、本人も忘れたものをどうして知っているのか、私たちに関する情報を収集しているのではないかとぞっとしました。

（なお、京都市教委の松浦氏は、蒔田と朴の共著があると述べ（松浦調書Ｐ３５）、内閣府の伊佐敷氏は、「インターネットで検索した」として、『複合姓は自然だね』という書名を挙げていますが（伊佐敷調書Ｐ３６）、やはり私たち自身が全く記憶していません。）

いずれにしても見ず知らずの人に身辺を探られる気持ち悪さは変わりません。市民の個人情報を調べ、やり取りするのは、特に公務員としては絶対に許されない行為です。

このように２００６年の年末、国会で林内閣副大臣が約束された「ベストを尽くして、きちっと責任者からおわびをさせる」こととは、ほど遠い扱いを受けました（乙Ａ１６号証Ｐ２６）。

市教委に話し合いを求める度に愚弄され、更に傷つけられる事に私は疲れて果ててしまいました。京都市教委にこれ以上話し合いを求めても、真実は明らかにならないことだけは確かでしたが、その時には自分が原告になり、裁判を提訴することにはまだ大きな躊躇がありました。

参議院特別委員会で京都の「タウンミーティング不正」が明るみに出た翌日、２００６年１２月１５日には多くの反対を押し切って、「教育の憲法」である教育基本法が変えられてしまいました。国会審議では高校の「単位未履修問題」や子どもたちの相次ぐ自殺、大きな問題となった「やらせ」タウンミーティングなどの不正が明るみに出ました。国会では、形式的な審議時間の消化が最優先され、政府法案の中身につ

いて十分な審議は行われませんでした。衆・参両院の特別委員会の公聴会や参考人質疑に招かれて発言した、公述人・参考人２１名が連名で「教育基本法案の徹底審議を求める」アピールを発しました。各種の世論調査でも、今国会での成立に反対する人々は過半数を超えていました。

こうした状況であるにも関わらず、審議を一方的に打ち切り、「数の力」 によって強行されたこの採決は民主主義の原則を踏みにじるものだと思います。

当時の伊吹文科大臣が「新教育基本法は自民党の新憲法草案との整合性はチェック済み」と述べたとおり、「戦争をしない」憲法の精神ともいえる教育基本法が、根底から変えられてしまいました。このことは、子どもたちや私たちの未来に大きな禍根を残すことになるでしょう。私たち大人が創ってきた現実に絶望的な気持ちになり、未来に対する責任について考えました。

不正に対して黙り込むことは、私だけの問題では済まされず、私の巻き添えで排除された他の親たち、ことに子どもたちの人権も損なわれたままになってしまいます。異なる意見が排除されたり、プライバシーが侵害される社会を子どもたちに残すことはできない、何よりも私は「ほんとうのことを知りたい」と願っていました。あきらめて黙り込む時に私にとっての「心の危機」が始まる、このままでは何も言えないと考え、２００７年1月２１日に提訴に踏み切りました。

３ 「異なる意見」に怯える京都市教委―「２００４年6月１３日」の排除

（1）なにもかも、「心の教育」はいらない！市民会議のせい？

前述したように、「心の教育」はいらない！市民会議は、様々な年齢や職業の市民が自由に参加し、会員制もとっていない緩やかなネットワークにすぎません。

市教委は本訴に入って、「内閣府に伝えたのは、「心の教育」はいらない！市民会議の情報であって、蒔田個人の情報ではなかった」と、その主張を変えました。そして、２００４年6月１３日、教育相談総合センター開設１周年記念の講演会で、「心の教育」はいらない！市民会議が、「会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどの行為におよび、会場が混乱したため、京都市職員により排除され、その後、警察の事情聴取を受けた。」と主張しています（京都市答弁書Ｐ５、京都市第２準備書面Ｐ５）。

しかし、内閣府の伊佐敷氏は、松浦氏から、「これまで注意喚起していた、河合長官の出席したイベントにおいて会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどし、進行の妨害をしたため、警察官を関与させることになった者というのは、蒔田直子さんであり、朴洪奎さんもその関係者である。」と伝えられたと認めているのですから（乙Ａ２２号証Ｐ４）、蒔田について伝えた内容であることは明らかです。

また、松浦氏は、「（プラカードをあげたのは誰なのかは）分かりません。」としながらも（松浦調書Ｐ１７）、「市民会議の方と一緒に行動された方が、同一でいろんな抗議行動をされました。したがって、市民会議の方だと理解しています。」と、支離滅裂な主張をされています（松浦調書Ｐ１７）。

当日、「心の教育」はいらない！市民会議と他２団体の「有志」は、会場外でチラシを撒いて解散しました。その後、蒔田は個人で講演会に入場しましたが、「プラカード」を掲げた人など目にしていません。会場内は多くの人が声を挙げて何度か騒然とし、市教委や教育相談センターの職員も大声を挙げていました。誰が「不規則発言」しているのかわからない状態でしたが、それを全て、「誰かは知らないが、市民会議と一緒に行動しているので、市民会議の者だ。」というのは、強引すぎる決めつけです。

（2）「参加者の安全」を脅かしたのは誰か

このとき、講演が始まってまもなく、市教委職員が、発言した女性２名と、彼女らの身体を引きずり出そうとする数人の職員を制止しようとした男性１名を会場から暴力で排除したことにより、混乱はいっそう大きくなりました。講演終了後に、「あのようなことがおこったのに、質疑もないのは納得がいきません。質疑の時間をとってほしい。」と発言した女性も暴力で引きずり出されました。

３人の女性は腕や肩をつかまれて負傷しただけでなく、会館の出入り口を全て施錠して閉じ込めた上で、警察官の出動を要請して最初に排除された３人を２時間にわたって不当に拘束したのです。

女性たちに対して「ふざけるな！馬鹿野郎！」といった暴言や、脇から胸に手をまわして羽交い絞めにして連行するなどのセクハラ行為も繰り返されました。壁に

頭を押し付けられ、動けないまま近づいてくる職員に抗議すると「近頃は、なんでもかんでもセクハラと言う！」と暴言をあびせたといいます。

市教委の職員による暴力行為によって、３人は「頚椎捻挫、右上腕打撲、両膝打撲兼擦過傷」「両肩捻挫、臀部打撲、両膝打撲兼擦過傷」「左肩捻挫、右上腕皮下出血」などで、全員、全治１０日間と診断されました（甲２３号証）。本件タウンミーティングにおける不正排除の１年前に、直接の暴力による参加者の排除が行われたのです。

文化庁長官であった河合隼雄氏に無礼があってはならないと、過剰反応して混乱を引き起こしたのは、京都市教委による暴力的排除だったと考えます。

（3）２００４年6月１３日の講演会のビデオについて

被告京都市は、２００４年６月１３日の講演会のビデオテーを乙Ｂ１号証として、提出し、その「別紙」で、何分何秒後にどのようなヤジがあったのかを記しています。

「別紙」では、２２分５６秒、２５分９秒、３４分６秒の３回のヤジは、「蒔田直子のものと推測される。」と記載し、先日の松浦氏の証言でも、「（蒔田の声は）教育委員会の女性の幹部職員の声によく似ている」とまでいって、これらのヤジが私のものであると述べています（松浦調書Ｐ１６）。

しかし、これは全く事実に反した決めつけです。私がこのビデオテープを確認したところ、３４分６秒の「そんなことはありませんよ。」という声は確かに私のものですが、他の２回の発言は、いずれも私のものではありません。

松浦氏は、私のことを、「心の教育」はいらない！市民会議の「リーダー的存在の方であると理解しております。」（松浦調書Ｐ５５）と証言しています。しかし、「心の教育」はいらない！市民会議は、当時、林功三さんが代表に就任されていましたが、他には、「リーダー的存在」の者などはいません。市教委は、会の内部まで詳細に調査し、その上で私を「リーダー的存在」と決めつけたのでしょうか？

なお、このビデオテープについては、２００４年６月２２日、私の知人が公文書公開請求を行ないましたが、京都市教委は、「個人のプライバシーを侵害する恐れがある。」、「講演記録は、著作権法により保護すべき著作物である。」として、非公開としています。（甲２６号証）

それを今回、市教委は書証として提出してきたものですが、こうした恣意的な公文書公開の取扱は許せるものではなく、今回の乙Ｂ１号証のビデオテープは、書証としては認められません。

４　私が受けた損害について

私が求めていたのは、まず「真実を知りたい」ということ、そして、真実に基づいて謝罪が行われ、今回のような不正が二度と起こらない事でした。京都市教委が事実を明らかにし、謝罪がなされれば、国や市を相手に裁判など提訴することはあり得なかったでしょう。

そして口頭弁論の中であきらかになっていったひとつひとつの事実は、次々に衝撃を受ける内容ばかりでした。

第一に、私と私の夫、娘は、意図的な排除によって、本件タウンミーティングへの参加の機会を奪われました。

私は、子どもたちも参加する親子タウンミーティングに「妨害」のために応募したのではありません。意見表明や対話が閉ざされる３年間の経験の中で「直接対話」の機会を願っていました。主催者である国、京都市教委と異なる意見の者は参加させないのであれば、それは「タウンミーティング」ではありません。しかし、このタウンミーティングの「抽選」そのものが、私や私の夫を排除するために「市教委ダミー」なるものまで登場させた虚構であり、排除のための不正行為だったことが明らかになりました。

親が私だったことにより参加の機会を奪われた娘だけでなく、多くの親子が共に排除されたのです。その方々は、それぞれに考え、子どもと話し合い、積極的な意思と動機を持って参加を希望したのです。京都市教委と内閣府が共同で、タウンミーティングの本来の目的と正反対の不正を、ひたすら私たちを排除するために、多くの人を巻き込んで行ったことを知った衝撃と苦痛は耐え難いものでした。

第二にプライバシー権の侵害と名誉毀損です。

まず、私の家族について述べたいと思います。

私と夫について虚偽の内容が京都市教委と内閣府との間でやり取りされ、嘘に嘘を重ねた「TM京都の応募者について（取り扱い注意）」の文書（甲４号証、甲35号証）が、内閣府のタウンミーティング担当室の定例会議で報告されていました。夫の朴洪奎については、「元夫」、また「在日本大韓民国民団の支団長」などという全くの虚偽が書き連ねられ、存在しない「共著」まで造り上げられています。

これらの捏造は悪意からとしか考えられません。もしそれが、たとえ「真実」の情報であっても、私の家族関係や思想信条について、身辺調査を行う事は重大な人権侵害です。私は、娘の身辺まで密かに調査されているのではないかと強い不安にとらわれました。私個人にとどまらず、家族全体が負った被害であり苦痛だったのです。

また、「タウンミーティング調査委員会」の加納氏の報告書によれば、京都市教委の松浦氏への聞き取り調査で、彼は、朴洪奎について，「民族差別を訴える本に名前が出ていた旨伊佐敷氏に伝えた、と述べました。また、何故そのような情報を伝えたかに関しては、そういう人物が本件タウンミーティングにおいても反対活動をする可能性があると考えられたからである、と述べました。」と書かれています（乙Ａ２１号証Ｐ２）。

松浦氏は、この加納氏の報告書に訂正や抗議は申し入れていません。「タウンミーティング調査委員会」がこのような内容を捏造するはずもなく、朴が「蒔田の元夫」というだけでなく、民族差別に基づいて排除したととらえられる内容が京都市教委から内閣府に伝えられていたのが真実とみるべきしょう。

私は、夫が、「蒔田に関係ある人物」というだけでなく、民族差別によって排除されたことに強い憤りを持ちます。民族差別を自ら行う人物が教育委員会で現場を指導し、タウンミーティングを取り仕切っていたのです。

市教委の松浦氏は、法廷での証言において、蒔田と朴の夫婦関係やプライバシーについて、「（教育委員会の）職員間の中で話題としてあがった」、「職員間の通常の話の中で出てきた」と述べています（松浦調書Ｐ５４）。また、「（伊佐敷氏に）蒔田さん、朴さんの情報を申し上げたときに、本がある旨は申し上げたと思います。」とも証言しています（松浦調書Ｐ３５）。

子どもたちの教育や教員の指導に当たる教育委員会の公務員が、ターゲットにした市民のプライバシーを教育委員会内で噂話にしているとは、地に堕ちた姿と言うほかありません。

単なる噂を超えた虚偽情報を内閣府に提供されたことにより、私たちは大きな侮辱を受けました。

次に私自身の被害について申し上げます。

蒔田個人について、京都市教委の松浦氏から内閣府に報告があったという「暴力行為や警察騒ぎに発展する事態があった、暴力行為で京都市の職員ともみあった」（加納報告書、乙Ａ２１号証Ｐ２）、「河合長官の出席したイベントにおいて会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなど、進行の妨害したため、警察官を関与させることになった者というのは、蒔田直子さん」（伊佐敷陳述書、乙Ａ２２号証Ｐ４）というのは全くの虚偽です。

２００４年６月１３日の講演会では、会場内でプラカードを掲げる者などおらず、「心の教育」はいらない！市民会議が、会場内で抗議活動を行った事実はありません。

このとき会場内で声を挙げた参加者を暴力で引きずり出し、負傷させ、混乱を大きくしたのは京都市教委でした。証拠として提出されたビデオテープで、松浦氏は３箇所の不規則発言を「蒔田のもの」としましたが、それが間違いであることは先にも述べました。

このように、松浦氏が蒔田を排除するために内閣府の伊佐敷氏に与えた情報や、法廷での証言も虚偽と悪意に満ちており、私の名誉を大きく傷つけました。松浦氏は、政府の調査委員会から３回ものヒアリングを受けた際に述べた事実を、調査報告書が出された２ヶ月もあとに言葉を翻し、陳述書でも、この報告書の内容は「ずさんな確認に基づく不正確なもの」（乙Ｂ１０号証Ｐ７）とまで言い切っていますが、前回の証言で誰が偽証しているかは、明らかになったと考えます。

松浦氏は法廷の証言でも何度も「蒔田さんにつきましては著名な方ですので」（松浦調書Ｐ５３）などと繰り返し、私の名誉をさらに損なうためにする発言を繰り返しています。

京都市教委の私に対する誹謗は、先ほどものべましたようにタウンミーティング不正が国会で暴かれたその当日から始まっています。

マスコミに「安全確保のため、過去の客観的事実を伝えた」との市教委のコメントが流れた直後、職場である大学の学生が「蒔田さんについて、ネット上でヒドい書き込みがされている！」と駆け込んで知らせてくれました。そこには、私を危険な人物として誇張した内容や、「精神病で入院していた」といったものまで、読むに耐えない内容が溢れていました。私は自分や家族、ことに娘たちに危害が及ぶ事を心配しました。

その後も京都市教委は事あるごとに「会場の安全確保」を強調し、私が子どもたちの安全を脅かす危険人物であるような印象を振りまいています。

加害者が被害者を中傷するのはセクシャルハラスメントでも多く見られますが、タウンミーティングからの排除やプライバシーの侵害にとどまらず、市教委が繰り返す一方的なコメントにより、ネット上への書き込みをはじめとして、生活に支障をきたす多くの中傷を受けました。私が被った被害は現在も進行中なのです。

私は私自身の名誉が毀損し続けられることにより、現在も苦しんでいます。

私は、２９年間にわたり同志社大学の学生寮で、学生の生活支援の仕事をしてきました。

学生と接する中で、若い人たちが小中学校から管理と競争の学校生活の中でさまざまな苦しみをかかえ、心身をいためてきたことをつぶさにみてきました。女子学生たちにいつも言ってきたことは、「自分をたいせつに、自分自身の尊厳を守ることが社会に対する責任でもある」ということです。私は、今、その言葉を自分自身に向けて発したいと思っています。

京都市教育委員会と内閣府が真実を明らかにし、私に対して謝罪を行い、さまざまな不正行為を命じた者への適正な処分がなされる事を心から望みます。

（以上）